

水質汚濁に係る京都市環境保全基準の改正について

1 諮問事項

- ①「生活環境に係るもの」別表の類型指定の改正について
- ②「水生生物の保全に係る水質環境基準」に関する新たな項目の設置等について

2 水質汚濁に係る京都市環境保全基準の制定及び改正経過

昭和49年7月 1日 京都市告示第 19号 : 京都市環境保全基準の制定
昭和61年4月 1日 京都市告示第 1号 (健康項目基準値の改正, 類型指定の見直し)
平成 8年4月 1日 京都市告示第 32号 (健康項目の追加, 類型指定の見直し)
平成18年8月 1日 京都市告示第154号 (健康項目の追加, 京北地域への類型指定)
平成22年5月11日 京都市告示第 96号 (健康項目の追加)

3 環境基準と京都市環境保全基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準については、「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）が定められている。

生活環境項目のうち、pH, BOD 等（以下「一般項目」という。）についてはAA～Eの6区分、平成15年に水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）として設定された全亜鉛（以下「水生生物保全項目」という。）については生物A等4区分の類型ごとに基準値が定められており、各水域に類型を指定することにより基準が適用される。なお、類型指定にあたっては、国が指定する場合（市内は宇治川のみ）と法定受託事務として京都府が指定する場合（宇治川以外）がある。

京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）においては、項目・基準値については国の環境基準に準じているが、類型指定については、環境基準で類型指定していない中小河川についても指定するとともに、一部の水域については環境基準よりも厳しいランクの類型を指定している。

河川における環境基準項目

項目分類		項目	基準の適用	備考
健康項目		カドミウム, 鉛等 27 項目	全水域	
生活環境項目	(一般項目)	pH, BOD, DO, SS, 大腸菌群数	類型 (6 区分) による	諮問事項①関連
	水生生物 保全項目	全亜鉛	類型 (4 区分) による	諮問事項②関連

◆資料 4-2「環境基準と京都市環境保全基準の対比」参照